(その1)

収支報告書

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

※該当箇所に ✓ すること

(ふりがな) ほそだけんいち こうえんかい
1 政治団体の名称 細田健一後援会

〒 959-1233
2 主たる事務所の所在地 新潟県燕市殿島2丁目7091番地2

3 代表者の氏名 細川 哲夫

4 会計責任者の氏名 細山 稔

新潟県選挙管理委員会 選 -7. 6. -2 令和 第 号 時

事務担当者の氏名
細山 稔

電話番号
0256-47-1809

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 細田 健一
公職の種類 衆議院議員(元職)

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※ 団体コード

ほ174(又)

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	2,996,269
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	73,967
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	2,922,302
支出総額・・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	2,990,177
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	6,092

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	53,300
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	150名

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ)個人からの寄附	0	様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）	0	
(ｲ)法人その他の団体からの寄附	0	様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附	500,000	様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	500,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附	0	様式（その９）と一致する
合　　計　　（ア＋イ）	500,000	

（注）上記（２）寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
中之口後援会総会	256,000	
新潟県農業を考える会	1,016,000	
西蒲ネットワーク総会	350,000	
黒埼地区後援会設立総会	445,000	
後援会三条地区役員会	15,000	
後援会巻地区臨時総会	235,000	
小池健山会	52,000	
この頁の小計	2,369,000	
合計	2,369,000	

（注1） すべての事業収入を記載してください。
（注2） 同一の事業収入は一行に計上してください。
（注3） 政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。

（その６）

（６） その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件10万円未満のもの	2	
合　　計	2	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。

（その７）

（７） 寄附の内訳						寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金額	年	月	日		住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
自由民主党新潟県第二選挙区支部	100,000	R6	3	5		燕市井土巻4丁目21番地	細田　健一	
〃	100,000	R6	6	24		〃	〃	
〃	300,000	R6	8	2		〃	〃	
小計								
この頁の小計	500,000							
その他の寄附	0							
合計	500,000							

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	49,829	
小　　計	49,829	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1) 組織活動費	1,873,575	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行		
その他の事業費	0	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	1,066,773	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小　　計	2,940,348	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	2,990,177	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	（4）事務所費（　事務所管理費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬	24,948	~~R6 1 15 25~~	税理士相田哲事務所	燕市分水桜町2丁目1番3号	
この頁の小計	24,948				
その他の支出	2,552				
合計	27,500				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費（　通信費　）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
切手代	11,340	R6	1	7	ファミリマート新潟流通センター店	新潟市西区流通センター3丁目3番地4	
この頁の小計	11,340						
その他の支出	9,576						
合計	20,916						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（　雑費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	1,413				
合計	1,413				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 （ 渉外費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
田村要介ゴルフ大会	17,400	R6 9 5	(株)新潟カントリー倶楽部	新潟市西蒲区峰岡744	
この頁の小計	17,400				
その他の支出	54,620				
合計	72,020				

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（大会費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
黒埼国政報告会会場費	16,765	R6 8 3	新潟市黒埼市民会館	新潟市西区鳥原909-1	
〃 司会料	20,000	R6 8 3	高橋妙子	燕市道金652-6	
〃 スタッフ弁当代	18,500	R6 8 3	雄仙	新潟市西区ときめき西1丁目12番10号	
〃 お茶代	39,000	R6 8 3	(有)前田商店	新潟市西区鳥原2595番地8	
〃 写真撮影料	20,000	R6 8 6	伊藤写真館	燕市吉田中4-35	
〃 交通整理料	65,340	R6 8 13	(株)イーグル	三条市大島3番地	
田上国政報告会会場費	22,000	R6 9 4	田上町商工会	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3072番地	
この頁の小計	201,605				
その他の支出	0				
合計	201,605				

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　組織対策費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
中之口地区総会	303,380	R6 3 6	(有)割烹ゑびす会館	新潟市西蒲区福島1989-1	
西蒲みらいネットワーク	360,000	R6 3 18	(株)長吉	新潟市西蒲区山口新田91	
黒埼地区後援会設立総会	458,000	R6 4 2	(有)山六	新潟市西区大野町2821-3	
三条地区正副幹事長会議	35,000	R6 6 24	レストランMIYOSHI	三条市石上2丁目12番47号	
巻地区後援会臨時総会	275,000	R6 7 14	おさしみ食堂さくべい	新潟市西蒲区赤鏥432-3	
燕・弥彦地区役員会	22,000	R6 9 23	(株)萬徳萬会館燕店	燕市白山町3-22-22	
〃	34,797	R6 9 23	〃	〃	
小池地区健山会	62,535	R6 9 30	桃杏花	燕市八王寺1743-2	
ワンコインランチ会	30,000	R6 10 29	(株)ホテル小柳	南蒲原郡田上町大字田上乙1322番地	
この頁の小計	1,580,712				
その他の支出	19,238				
合計	1,599,950				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費　（　研修会費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新潟県農業を考える会	1,048,000	R6 3 11	(株)長吉	新潟市西蒲区山口新田91	
この頁の小計	1,048,000				
その他の支出	0				
合計	1,048,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			調査研究費 （ 資料費 ）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
越後ジャーナル年間購読料	15,000	R6	2	6	越後ジャーナルクラブ	三条市北入蔵3丁目5-17	
この頁の小計	15,000						
その他の支出	0						
合計	15,000						

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費　(　書籍購入費　)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	3,773				
合計	3,773				

(注１) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　7年　6月　2日

政治団体の名称　　細田健一後援会

会計責任者の氏名　　細山　稔　　㊞

代表者の氏名（解散時のみ記入）

㊞

（注）氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和７年５月２９日

細田健一後援会
代表　細川　哲夫　殿

登録政治資金監査人　相田　哲
登　録　番　号　第　１６９１　号
研修修了年月日　令和６年３月８日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、細田健一後援会の令和６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、細田健一後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

細田健一後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、細田健一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上